

○財務省告示第七十七号

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対し不当廉売関税を課する期間として関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

一 関税率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

（一）品名、銘柄及び型式 法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限り。）のうち、炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。）

（二）特徴 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に使用

される配管部材であり、工場やプラント等配管が張り巡らされるあらゆる場所で用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成三十年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの期間